

令和3年11月18日

資料提供

## 和歌山県勤労福祉会館の指定管理者候補者を選定しました

和歌山県勤労福祉会館の令和4年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定しましたのでお知らせします。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会での議決を経た後に行う予定です。

### 記

1 申請者 令和3年9月16日から令和3年10月4日まで募集を行ったところ、次の団体から申請がありました。

- (1) 名称 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会
- (2) 所在地 和歌山市北出島1丁目5番47号
- (3) 代表者 理事長 池田 祐輔

2 指定管理者候補者の名称 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会

### 3 審査の概要

#### (1) 審査の方法

令和3年10月19日に開催された和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数があらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者候補者とする方法で行いました。

#### (2) 選定委員会の構成

委員（長）	氏名	役職
委員長	岡田 真理子	和歌山大学経済学部准教授
委員	雑賀 忠仁	社会保険労務士（和歌山県社会保険労務士会副会長）
委員	堀 博充	税理士（近畿税理士会和歌山支部）

## (3) 採点結果

審査基準	配点	審査項目	個別点	一般財団法人和歌山 県勤労福祉協会
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	10	10.000
		計	10	10.000
2 施設効用の最大限発揮	40	①施設運営の提案内容が、稼働率の増加に資する内容となっているか	20	17.333
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容となっているか	10	8.000
		③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	5	4.333
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	5	3.667
		計	40	33.333
3 効率的な管理運営	20	①業務要求水準を超える、独自の工夫を凝らした効率的・効果的な内容となっているか（業務改善）	5	4.000
		②経費の節減（取組内容・実現性）	5	4.000
		小計	10	8.000
		③提案額の評価（自動計算）	10	10.000
		計（①+②+③）	20	18.000
4 管理を安定して行う能力	20	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか  (仕様書記載の業務要求水準。施設毎に設定されるチェック表により確認し、確保されていない場合には失格とする。)	10	10.000
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	5	4.333
		③適正な労務管理の実施が確保されているか	5	4.333
		計	20	18.667
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。	6	6.000
		②法定雇用障害者数等を超過して障害者を雇用しているか。	3	-
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。	1	-
		計	10	6.000
合計			100	86.000

(4) 総評

ア 無料での会場設営サービスやインターネット（有線 LAN、Wi-Fi）の無料接続など、従前から好評を得てきた特色のあるサービスを令和4年度以降も継続・拡充して実施するとのことであり、会館の利便性の向上に資する効果的な提案として高く評価した。

イ これまで長年にわたって会館の設置目的に適った管理運営を継続し、利用者からの信頼を獲得してきた実績があり、今回の申請に当たっても施設の設置目的の実現を重視した管理運営の方針が具体的に示されていることから、令和4年度以降においても、引き続き、会館の設置目的を実現していく上での貢献を期待できる。

ウ 令和2年度以降のコロナ禍においても、適切な感染防止対策を実施しつつ、インターネットを活用した会議・研修等の新しい行事の開催形態にも積極的に対応するなどして利用の減少を最小限にとどめており、その実績は管理運営能力の高さを示している。改善すべき点と時代のニーズを具体的かつ適確に把握している点は特に優れており、令和4年度以降の指定管理者として信頼と期待ができる。

エ 従前より、指定管理者として得た利用料金による収益の一部を会館施設の投資的整備に充てることで利用者（県民）に還元してきており、今回の申請に当たってもその方針が維持されていることから、会館の長寿命化と利便性の向上に資する提案であると評価した。

お問合せ先

労働政策課 労政福祉班

担当者 中山・橋本 内線 2803